

早期に電子処方箋の導入をお願いいたします！
導入後は補助金の申請も忘れずに！

電子処方箋のできるようになること

全国の薬局で、紙処方箋を含むすべての調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録・蓄積することで、すべての薬局で、直近の調剤情報に基づく重複投薬や併用禁忌の防止、多剤投与の適正化等、すべての患者の更なる医療安全の向上を実現します。

- 直近のデータの活用により、これまで以上に効果的な処方内容への薬学的確認、対人業務への注力が可能になること等が期待されます。
- 平時だけでなく、災害時や緊急搬送時等の有事での医療の質の確保にも寄与します。

そのためのお願い

- 紙の処方箋を応需した場合であっても、調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスへ登録をお願いします。
- 引き続き、マイナ保険証の活用を促していただくとともに、過去情報に係る同意を得て、調剤時に、重複投薬や併用禁忌のチェック、直近の処方・調剤情報等の活用をお願いします。

電子処方箋・新機能導入費用への補助

申請期限は電子処方箋：令和7年9月30日
新機能：令和6年12月31日まで！

	大型チェーン薬局※1	薬局	申請期限等
電子処方箋導入	9.7万円(上限) ※ 事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円(上限) ※ 事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	導入期限：令和7年3月31日 申請期限：令和7年9月30日
新機能導入※2 (電子処方箋導入済の薬局)	6.4万円(上限) ※ 事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円(上限) ※ 事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助	導入期限：令和6年11月30日 申請期限：令和6年12月31日
同時導入	13.8万円(上限) ※ 事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円(上限) ※ 事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助	導入期限：令和7年3月31日 申請期限：令和7年9月30日

※1 「大型チェーン薬局」とは、グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局をいいます。
※2 新機能とは、「リフィル処方箋」、「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」、「マイナンバーカードによる電子署名」、「処方箋ID検索」、「調剤結果ID検索(薬局のみ)」をいいます。

▼必要書類、補助対象、申請手順など詳細はこちら



※ 令和6年11月28日時点の情報となります。今後の情報は医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。
※ 電子処方箋の導入に対して別途助成を実施している都道府県もあります。各都道府県へご確認ください。
※ 令和6年度診療報酬改定において、電子処方箋により調剤する体制を有していることが医療DX推進体制整備加算の算定要件になっています。(令和7年3月31日まで経過措置)

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ お問い合わせフォーム

返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※ 回答までに日数を要する場合があります。

▼アクセスはこちら



0800-080-4583 (通話無料)

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00(いずれも祝日を除く)

電子処方箋を導入した薬局の実際の業務の様子をご紹介します！

※ 下線部が、電子処方箋の導入により業務を変更した箇所、得られるメリットです。

さくら薬局

■ 施設概要

東京都品川区のさくら薬局上大崎店では、同じビル内にある目黒陳皮膚科クリニックが電子処方箋を導入するタイミングに合わせて電子処方箋を導入しました。日々の運用においては、周囲の他の電子処方箋対応薬局ともコミュニケーションを取りながら対応しています。

■ 業務の流れ

患者さん

マイナ受付
(又は健康保険証を提出)



▼続きはこちら



①受付

i) 受付にいらした患者さんが、マイナンバーカードを持参している場合は顔認証付きカードリーダーでの受付を案内。

ii) マイナ受付の場合でも、お持ちいただいた電子処方箋の処方内容(控え)をいったんお預かり。お薬手帳をお持ちの患者さんからはお薬手帳もお預かり。

マイナ保険証の利用+電子処方箋対応の医療機関・薬局の受診で、重複投薬や併用禁忌がないか医師・薬剤師が確認できることを案内。

カードリーダーの周囲に操作方法を掲示。
医療機関でもマイナ受付をしているので慣れている患者さんが多いが、操作にお困りの場合は調剤事務職員が操作方法を案内。



②処方入力

i) マイナ受付の場合は、自動的に電子処方箋管理サービスから電子処方箋が取り出されると同時に、レセコンに自動的に処方情報が取り込まれる。健康保険証の場合は、処方内容(控え)にある引換番号と被保険者番号等を入力し、電子処方箋管理サービスから電子処方箋を取り出す。同時にレセコンに処方情報が取り込まれる。(★)

ii) 処方入力が完了したら、処方内容(控え)、データ処方確認書※、お薬手帳(お預かりした場合)をクリアファイルに入れて調剤事務職員から薬剤師に手渡す。

※ 電子処方箋の場合、薬剤師が調剤時に処方箋情報を確認しやすいよう、さくら薬局独自の運用としてレセコンから「データ処方確認書」を印刷している。

さくら薬局では以下のような「データ処方確認書」を印刷して処方内容の確認に用いている。

患者氏名	性別	年齢	保険種別
山田 太郎	男	65	国民健康保険
山田 花子	女	62	国民健康保険
山田 太郎	男	65	国民健康保険
山田 花子	女	62	国民健康保険

(★) 目黒陳皮膚科クリニックからの処方箋は、用法が部位・順番など細かく記載されているため、紙処方箋が7~8枚になることもある。処方入力に時間を要し、誤入力にも気がついていた。
電子処方箋で処方されると、データ処方確認書ならば1~2枚に収まり薬剤師が見やすくなるとともに、調剤事務職員も、紙処方箋と比較して、1分程度処方入力の時間を削減できている。新患であれば患者情報の作成を含め、2~3分の入力時間の短縮につながっている。

あすなろ薬局

■ 施設概要

千葉県香取市のあすなろ薬局では、全国に先駆けて電子処方箋の運用にレセコン・薬歴一体のクラウド型タブレットを採用しました。薬剤師が手で重複投薬等チェック、薬歴の入力等ができるため、1日あたり30~60分を効率化しています。(1患者あたり約2分の短縮。) 電子処方箋の「薬局側が処方箋の原本を取り出して入手できる」というメリットを最大限に生かすための運用方法を実現しています。

■ 業務の流れ

患者さん

マイナ受付
(又は健康保険証を提出)



▼続きはこちら



①受付

i) 患者さんがいらしたら、入り口近くに職員が向かい、来局した患者さんに声をかける。マイナンバーカードを持参している患者さんには顔認証付きカードリーダーでの受付を案内。

ii) お薬手帳をお持ちの患者さんからは、受付でお薬手帳をお預かり。

電子処方箋でマイナ受付の患者さんから処方内容(控え)の提出があったときは、処方箋原本ではないので患者さん又は薬局側で処分できることを案内。

カードリーダーの周囲に操作方法を掲示。



②処方入力

i) マイナ受付の場合は、自動的に電子処方箋管理サービスから電子処方箋が取り出されると同時に、レセコン、タブレットに自動的に処方情報が取り込まれる。

健康保険証の場合は、処方内容(控え)にある引換番号と被保険者番号等を入力し、電子処方箋管理サービスから電子処方箋を取り出すと同時に、レセコンとタブレットに自動的に処方情報が取り込まれる。

ii) 新患の場合は、調剤事務職員が患者IDを作成開始。

ii) 受け付けた電子処方箋に薬剤の院内名称が記載されている場合(★)は、調剤事務職員が、受付のレセコン上で手動で薬剤の院内名称を削除。

ii) 薬剤師又は調剤補助員がタブレットを見ながら、取り込まれた電子処方箋の情報をもとに、ピッキングを行う。

(★) 受け付けたことがある電子処方箋には、処方内容の他、薬剤の院内名称も記載されている。これにより、含有規格が明確にわかるようになったため、院内採用薬と同一の薬剤を調剤するのではなく、含有規格が異なる後発医薬品に薬局側の判断で変更できるようになったが、患者さんを混乱させないように削除している。

薬局

タブレットの活用により
並行して作業可能

